第五部　経過規定及び最終規定

第三十条　効力発生前の事実及び決定

1　この協定は、最も早い場合には、その効力発生の日から給付を受ける権利を確立させるものとする。

2　この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。

3　第七条1、2又は5の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1若しくは2に規定する派遣の予定された期間又は同条5に規定する自営活動の予定された期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

4　この協定の効力発生前に個人について行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

5　この協定に基づく給付の申請がこの協定の効力発生の日から一年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以後の最も早い日に取得される。申請がこの協定の効力発生の日から一年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

6　この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一条　欧州連合の加盟国としてのハンガリーの義務

この協定は、欧州連合の法又は欧州経済領域に関する協定の下で生ずるハンガリーの権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三十二条　効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十三条　この協定の有効期間及び終了

1　この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。

2　この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。この協定の終了の後も、第五条1の規定は、これらの権利に関し引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年八月二十三日にブダペストで、ひとしく正文である日本語、ハンガリー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　岸田文雄
ハンガリーのために
　J・マルトニ

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND HUNGARY
ON SOCIAL SECURITY

Japan and Hungary,

Being desirous of regulating their mutual relations in the field of social security,

Have agreed as follows:

PART I
GENERAL PROVISIONS

Article 1
Definitions

1. For the purpose of this Agreement,

(a) "a Contracting State" and "the other Contracting State" mean Japan or Hungary, as the context requires;

(b) "national" means,

as regards Japan,
a Japanese national within the meaning of the law on nationality of Japan,

as regards Hungary,
natural persons who are considered nationals of Hungary, in accordance with the law on nationality;

(c) "legislation" means,

as regards Japan,
the laws and regulations of Japan concerning the Japanese pension systems and the Japanese health insurance systems specified in paragraph 1 of Article 2,

as regards Hungary,
the laws and regulations of Hungary relating to the schemes and systems of social security, specified in paragraph 2 of Article 2;